

**研究活動における不正行為への対応指針（抄）**  
**（平成 29 年 7 月 3 日内閣府食品安全委員会事務局長決定）**

## **I 本指針の目的**

平成 18 年 2 月 28 日、総合科学技術会議において「研究上の不正に関する適切な対応について」が決定された。当該決定では、研究費の提供を行う府省及び資金配分機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについてあらかじめ明確にすること、及び研究費の配分先となる研究機関に対し研究活動の不正行為（以下「研究不正行為」という。）に関する規程の整備等の所要の措置を講ずるよう求めることが必要とされている。

また、近年の我が国の科学技術研究における不正行為事案の発生を受けて、研究不正行為への対応に係る考え方について、総合科学技術・イノベーション会議は、「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」（平成 26 年 9 月 19 日）を取りまとめた。

これらを踏まえ、内閣府食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）は、「食品健康影響評価技術研究」において配分する公的研究資金により実施された研究における不正行為に対して適切に対応するための指針を作成し、研究不正行為を未然に防ぐこととする。

なお、本指針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

## **II 研究不正行為等の定義**

### **1 対象となる研究不正行為**

本指針の対象となる研究不正行為は、事務局が所管する食品健康影響評価技術研究委託費（以下「研究委託費」という。）を活用した研究に関する結果報告及び論文作成に係る行為のうち、次の各号に該当するものをいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは含まないものとする。

(1) ねつ造

存在しないデータや研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

### **2 対象となる研究者及び研究機関**

本指針の対象となる研究者は、研究委託費の配分を受けて研究を行った者とする。

また、本指針の対象となる研究機関は、上記の研究者が所属する機関とし、国及び地方公共団体の附属試験研究機関、大学、独立行政法人等が該当する。これらを本指針では総称して「研究機関」と呼ぶこととする。

## **VI 研究不正行為と認定された者に対する措置**

研究不正行為が行われたと認定された場合、被認定者及び研究機関に対し、事務局は、以下の措置をとることとする。

### **1 措置を検討する体制**

(1) 措置を検討する委員会

事務局は、配分した研究委託費について調査機関から研究不正行為が行われたとの認定の通知を受けた場合、速やかに当該研究不正行為に関する被認定者への措置（以下Ⅵにおいて単に「措置」という。）を検討する委員会（以下Ⅵにおいて単に「委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 委員会の役割

委員会は、事務局の求めに応じて、措置の内容を検討し、その結果を事務局に報告するものとする。

(3) 委員会の構成

委員会は、原則として研究不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究方法や、研究不正行為についての的確な判断を行うために必要な知見を有し、被認定者や当該研究不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者を委員として構成するものとする。また、原則として被認定者が所属する研究機関に属する者は委員とせず、かつ、当該被認定者に係る審議に参加させないものとする。

ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

## 2 措置の決定手続

(1) 委員会における検討

① 委員会は、事務局の求めがあったとき、措置の検討を開始する。

② 委員会が措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリング等を行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、研究不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の研究不正行為への関与の度合いや研究不正行為があったと認定された研究における立場、研究不正行為を防止するための努力の有無等を考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を事務局に報告する。

(2) 措置の決定

事務局は、委員会の報告に基づき、措置を決定する。事務局は、決定に当たっては委員会の報告を尊重するものとする。なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

(3) 措置決定の通知

事務局は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及び所属する研究機関に通知するものとする。また、事務局は当該措置及びその対象者等について、国費による研究資金を所管する関係省庁に対して情報提供を行うものとする。

## 3 措置の対象者

措置は、被認定者である次の者が対象となる。

(1) 研究不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）

(2) 研究不正行為に関与したとまでは認定されないものの、研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）

#### 4 措置の内容

事務局は3に掲げる者に対して、以下(1)から(4)までの措置のうち一つ又は複数の措置を講じる。なお、原則として措置の内容は以下(1)から(4)を標準とし、研究不正行為の重大性、不正の度合い、個々の被認定者の研究不正行為への具体的な関与の度合いや研究不正行為があったと認定された研究における立場、研究不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、委員会が特に必要と判断するときは、以下(1)から(4)まで以外の措置をとることを妨げない。特に3(2)に掲げる者に対しては、告発等がなされる前に論文等を取り下げている場合又は告発等がなされた後直ちに当該論文等を取り下げた場合に措置をとらないことができる。さらに、3(1)に掲げる者に対しても、論文等の取下げがあった場合には状況によって適切な配慮がなされるものとする。

##### (1) 研究委託費の配分停止

① 被認定者に対して、研究不正行為の認定がなされた時点(認定に対する不服申立てがあった場合は、再調査等を踏まえた認定後)で使用されていない残りの分の研究委託費及び次年度以降配分が予定されている研究委託費がある場合は、以後配分しない。なお、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を停止するかどうかは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに委員会が判断するものとする。

② 被認定者に対して、研究不正行為があったと認定された研究委託費以外に、現に配分されている研究委託費であって、研究不正行為の認定がなされた時点(認定に対する不服申立てがあった場合は、再調査等を踏まえた認定後)において未だ使用されていない残りの分の研究委託費及び次年度以降配分が予定されている研究委託費がある場合は、以下のとおりとする。

ア) 被認定者が主任研究者となっている研究委託費については配分停止とし、以後配分しない。

イ) 被認定者が分担研究者となっている研究委託費については、当該者による使用を認めない。

##### (2) 研究委託費申請の不採択

① 研究不正行為が認定された時点で被認定者が主任研究者とされている申請については、採択しない。

② 研究不正行為が認定された時点で被認定者が分担研究者とされている申請については、当該者の差し替えがなければ採択しない。また、採択後に、差し替えがなく採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

##### (3) 研究不正行為に係る研究委託費の返還

研究不正行為があったと認定された研究に配分された研究委託費(間接経費を含む。以下この(3)において同じ。)について、委託契約等に基づき、その配分決定の取消し、契約の解除、配分した研究委託費の一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下①及び②を原則としながら、不正の度合いや研究計画全体に与える影響等を考慮して定められるものとする。

なお、配分決定の取消し、契約の解除並びに以下①及び②のいずれの場合も、研究機関と契約する研究の場合は、研究機関が第一次的な責任を負い、研究者個人と契約する研究の場合は、研究者個人が責任を負う。

① 未使用の研究委託費等の返還

- ア) 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究委託費の返還、当該研究に関し、研究委託費により取得する機器等の物品について、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除及び未使用の場合、返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。
- イ) 当該研究全体のうち、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究機関に対し、不正があったと認定された研究に係る未使用の研究委託費の返還、当該研究に関し、研究委託費により取得する機器等の物品について、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除、返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払義務が発生した場合は、当該研究機関の自己負担とする。

② 研究委託費全額の返還

研究の当初から研究不正行為を行うことを意図していた場合等極めて不正の度合いが高い場合は、研究機関に対し、これらの者に係る当該研究に対して配分された研究委託費の全額の返還を求める。なお、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究委託費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに委員会が判断するものとする。

(4) 研究委託費の申請制限

被認定者に対して、研究委託費への申請を制限する。制限期間については、委員会が下記の区分に従い定める。なお、他省庁所管の研究委託費を活用した研究において不正行為があったと認定された者による申請も、同様に取り扱うものとする。

① 3(1)に掲げる者

研究委託費に対する主任研究者及び分担研究者（共同研究者）としての応募について、原則として、研究不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年までとし、研究不正行為の重大性、不正の度合い及び研究不正行為への関与の度合いに応じて別表のとおりとする。

② 3(2)に掲げる者

研究委託費に対する主任研究者及び分担研究者（共同研究者）としての応募について、原則として、研究不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年までとし、研究不正行為の重大性、不正の度合い及び研究不正行為への関与の度合いに応じて別表のとおりとする。

## 5 措置と訴訟との関係

事務局が行う措置と調査機関の認定に関する訴訟との関係については以下のとおりとする。

(1) 措置後に訴訟が提起された場合

事務局が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会が行った研究不正行為の認定について訴訟が提起されても、裁判所の判断がなされるまでの間、措置を継続するものとする。

(2) 措置前に訴訟が提起された場合

措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による研究不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに措置を行

うことを妨げない。措置を行った後の取扱いについては上記（１）によるものとする。

**（３）措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合**

措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による研究不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに措置は撤回される。

- ① 措置により研究委託費の配分停止がなされていた場合は、事務局は配分停止の対象となった研究の状況に応じて配分を再開するか否か判断するものとする。
- ② 措置により研究委託費の返還がなされていた場合は、事務局は、その金額を措置対象者に再配分することができる。

**６ 措置内容の公表**

事務局は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、研究不正行為が行われた研究委託費の名称及び当該研究委託費の金額、研究内容と研究不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書等について速やかに公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における研究不正行為に係る被認定者の氏名・所属については公表しないことができる。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しない。

**７ 措置内容等の公募要領等への記載**

事務局は、研究不正行為を行った場合に事務局がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究委託費の公募要領等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して応募するように取り計らうものとする。

(別表)

応募申請の制限の対象者		研究不正行為の程度	応募申請制限期間	
研究不正行為があったと認定された研究の不正行為に 関与したと認定された者 (論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者) (VI 3 (1))	1. 研究の当初から研究不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10年	
	2. 研究不正行為があった研究に係る論文・報告書等の責任著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1及び2を除く研究不正行為に関与した者		2～3年	
研究不正行為に関与していないものの、研究不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) (VI 3 (2))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	